

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

資料編

資料編

第1項 計画改定の経緯

平成30年12月5日～ 12月25日	区政に対する意識調査（めぐろの未来アンケート） 実施
令和5年4月1日～ 令和6年3月15日	みどりの実態調査 実施
令和5年6月8日～ 6月30日	目黒区世論調査 実施
令和6年4月～ 令和7年3月	いきもの調査（令和6年度生物相現況把握調査） 実施
令和6年9月～ 令和7年3月	公園利用実態調査 実施
令和7年1月19日及び 令和7年1月27日	区民ワークショップ（みどり・いきものワークショップ） 実施
令和7年2月26日	第1回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略改定スケジュールについて ●目黒区のみどりと生物多様性の現状と課題について
令和7年5月7日	第2回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●計画の基本理念・将来像案、目標の設定について ●施策の進捗状況及び見直しの考え方について
令和7年6月26日	第3回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●新計画の骨子案について ●新計画の施策体系案について
令和7年8月6日	第4回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略の改定素案について
令和7年9月28日	目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略 公園見学会 ●駒場野公園、菅刈公園、中目黒公園の見学 ●みどりの普及啓発、ボランティア育成・活動支援拠点などの事業紹介 ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略の改定素案についての意見交換
令和7年11月27日 ～令和7年12月26日	目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略に対するパブリックコメント実施
令和8年2月12日	第5回目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略懇話会 ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略改定素案に対するパブリックコメント実施結果について ●目黒区みどりの基本計画及び目黒区生物多様性地域戦略改定案について

1 区民アンケートの実施

改定計画へ区民意見を反映するために下記のイベントに来場されている方を対象にアンケートを行った。特に子どもの意見を改定計画に反映するため、子どもやその親を中心に聞き取りを行った。意見聴取は、事前に改定計画の概要を示したパネルを準備し、説明を行った上で、みどりに関する活動で、「やっていること」、「やりたいこと」にシールを貼る方法とした。なお、パネルに例示されていない取組については自由記入により意見を聴取した。

表 12-1 アンケートの概要

開催日時	i) 中目黒公園祭 令和7(2025)年10月19日(日)10:00~15:00 ii) エコまつり・めぐろ2025 令和7(2025)年11月16日(日)10:00~15:00
会場	i) 中目黒公園祭 中目黒公園 ii) エコまつり・めぐろ2025 田道ふれあい館2F



図 12-1 改定計画の概要説明用のパネル



図 12-2 意見・アイデア募集用のパネル



写真 12-1 設置のようす(左:中目黒公園祭、右:エコまつり・めぐろ2025)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

資料編



写真 12-2 会場のようす(中目黒公園祭)



写真 12-3 会場のようす(エコまつり・めぐろ 2025)

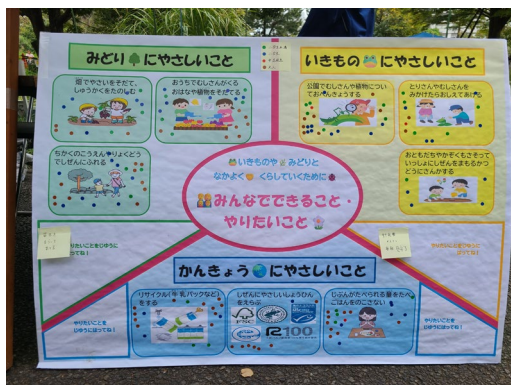


写真 12-4 回答状況(左:中目黒公園祭、右:エコまつり・めぐろ 2025)

第2項 懇話会の設置

委員	構成	氏名	所属団体等
座長	学識経験者	栗田 和弥	東京農業大学地域環境科学部造園科学科助教
副座長	関係団体	佐藤 留美	NPO 法人 Green Connection TOKYO 代表理事
委員	学識経験者	坂井 文	東京都市大学都市生活学部都市生活学科
委員	学識経験者	須田 真一	東京大学総合研究博物館研究事業協力者
委員	関係団体	杉村 昇一	目黒区農業振興運営協議会会長
委員	関係団体	坂本 尚史	NPO 法人 管刈ネット 21 理事長
委員	区民公募	石原 令大	—
委員	区民公募	中川 求美	—
委員	区民公募	吉川 智美	—

(令和7(2025)年2月現在：敬称略)

第3項 生物多様性ハンドブック

1 いきものに配慮した植栽^{注)}

表 12-2 鳥を呼ぶ木一覧

	樹種	高さ(m)	果熟期(月)	実の色	陰陽	乾湿	さし木
常緑低木	マンリョウ	0.3~1	10~12	赤	陰	湿	●
	ヤブコウジ	0.2	12~2	赤	陰	中	●
	ヒサカキ	4~8	10~11	紫・黒	中	乾	●
	マサキ	2~6	10~12	橙・赤	陰	湿	●
	ネズミモチ	6~8	10~11	紫・黒	陽	湿	●
	イヌツゲ	3~15	10~11	黒	陰	適湿	●
常緑高木	モッコク	10~15	10~12	紅	陽	湿	▼
	クロガネモチ	~20	11~12	紅	陽	適湿	●
	シラカシ	~20	秋季	どんぐり	陰	中	▼
落葉低木	ガマズミ	2~4	10~11	紅	陽	適湿	●
	ウメモドキ	2~3	10~11	紅	陽	適湿	▼
	ニシキギ	2~5	10~11	黄紅	陽	適湿	●
	ムラサキシキブ	2~3	10~11	紫	半陰	湿	●
	マユミ	3~15	10	紅	陽	適湿	●
	ズミ	~10	9~10	紅	陽	湿	●
	ツルウメモドキ	ツル性	11~12	黄・赤	陽	適湿	●
落葉高木	ムクノキ	20	10~12	黒	半陰	適湿	▼
	イイギリ	15~20	10~12	赤	陽	湿	▼
	カキノキ	5~15	10~11	黄・赤	陽	適湿	▼
	エノキ	~25	10	赤・褐	半陰	湿	▼
	ウメ	3~6	(花の蜜)		陽	適湿	●
	クサギ	3~9	10~12	紫・紺	陽	適湿	●
	ミズキ	10~20	8~10	紫・黒	陽	湿	●
	ヤマザクラ	15~25	6~7	紫・黒	陽	適湿	▼
	コナラ	15~30	秋季	どんぐり	陽	中	▼

注) 樹種を選択にあたっては在来種に配慮する ●つきやすい ●ふつう ▼つきにくい

表 12-3 虫を呼ぶ木や草一覧

食樹	ミカン類	ナミアゲハ・クロアゲハ等
	クスノキ	アオスジアゲハ
	フジ	ウラギンシジミ
食草	エノキ	ゴマダラチョウ等
	ソラマメ	ウラナミシジミ
	シロツメクサ	ツバメシジミ
	カタバミ	ヤマトシジミ
	スイバ	ヘニシジミ
	ハナダイコン	ツマキチョウ
吸蜜植物	フジツギ	ツマクロヒヨウモン等
	ハギ類	カタキチョウ等
	クサギ	アゲハ等
	ネムノキ	アゲハ等
その他	イチジク(実)	ルリタテハ・カナブン類等
	カキノキ(実)	
	クヌギ(樹液)	クワガタ・カナブン類等



図 12-3 鳥やチョウの植物の例

2 特定外来生物指定の植物の例

特定外来生物に指定されているものは、栽培、植栽、保管等が禁止されています。()内は別名。

オオフサモ、オオキンケイギク、ボタンウキクサ(ウォーターレタス)等



写真左：オオフサモ 右：オオキンケイギク

3 人間にとって有害ないきものの考え方

自然界の中ではすべてのいきものが何らかの役割を果たしていることを認識したうえで、人間の影響で環境変化が進んだ結果地域本来の生態系を大きく変質させてしまういきものや、人間への危害が想定されるものに対しては、被害を発生させないように努めていく必要があります。すがたが気持ち悪いなどの不快生物に対しては、安易な薬品散布等の駆除を避けます。

表 12-4 いきものに配慮した緑地の整備・管理の例

区分	チェック内容
全体	地域の歴史、風土、7つの「めぐろの風景」を活かした設計、整備、管理とする
	動植物のモニタリング等による専門調査を継続し、自然の推移や変化に対して対応しながら管理する
	表土の保全と活用を図る。地面・草地の保全、水辺地の保全を図る
	地域の参加を促進しながら緑地の管理運営等を定める
	小規模な緑地でも樹名板や地域のいきものを紹介する標識等の設置など、環境学習や活動への参加誘導の効果も配慮する
樹林形成	保全を重視した樹林では、間伐による樹木の世代交代を含め、弱った樹木の間伐、外来種の低減等、樹林全体の育成を図る。新規植栽は、在来種を中心とする
	雑木林では、地域住民等による萌芽更新手法による管理を図る
	樹林更新のため後継樹を育成する階層構造をつくり、林縁部は林内の過度な乾燥を防止し、小動物の生育の場ともなるマント・ソデ群落を保全する
草地の管理	パッチ状に草丈を変化させるなど、刈り方の工夫をした管理を行う。立地に応じて同じ種でも群落の高さを変えることも検討する
竹林の管理	目黒式竹林管理の手法を参考に育成。切り出しの量・時期、林床の下刈り、面積規模による伐採の量・時期に着目し管理する
落ち葉の管理	落ち葉や落下した枯れ枝を樹林内に堆積させ、林床を保全する。雑木林では、林床の野草育成のため初冬期の適度な落ち葉かき等も行う
	広場や園路等の樹林以外に落ちた枯れ葉は、園内に落ち葉だめ(落ち葉ソク)を設置し、住民等の活動による腐葉土づくり等に活用する
	スミレ等武蔵野の野草を目標指標種として、林内の生育環境を整備する

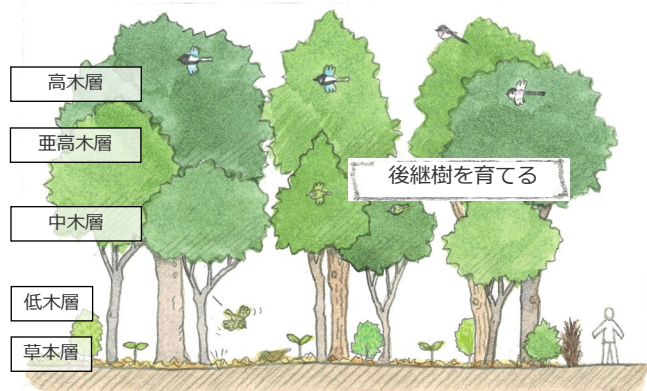


図 12-4 樹林の階層構造と林床の保全

切り株から芽生えた芽を育て、概ね15年サイクルで伐採。切り出した幹や枝を活用



図 12-6 萌芽更新のイメージ

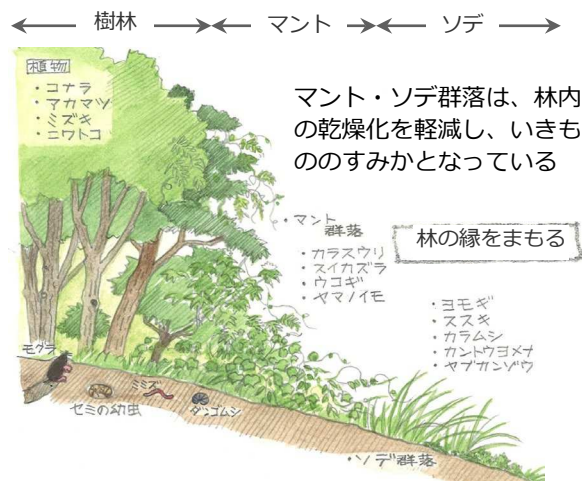


図 12-5 林縁部のマント・ソデ群落の保全

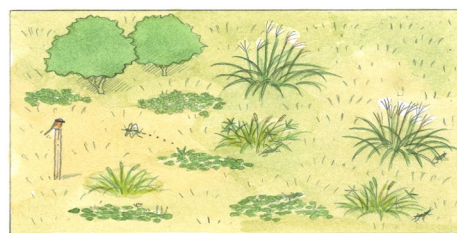


図 12-7 草地の管理は、刈り込む高さや刈る時期に差を設け、パッチ状に草高に変化を持たせる

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

資料編

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
第10章
第11章
資料編

区分	チェック内容
園路等	林内では、園路と人の踏み込まない場所を区分けする バリアフリーに配慮しながら、なるべく人工的な舗装を行わない園路とする
土留め・園路柵	見切り(立ち入り禁止区域・観察路の境)は、縁石ブロックの代わりに丸太や太めの剪定枝、そだ柵等を利用する。縁石に変化をつけいきもの移動に配慮する
いきもの誘致の工夫	いきものの生息環境となるエコスタック(ウロ穴、立ち枯れ木、林内に落ち葉や枯れ枝を残す、石積み、剪定枝を置く等)を設置する トンボの止まり木、ヤゴの登る水辺の植物の植栽、護岸の傾斜等を確保する 有機農法等を推進し、花粉を運びいきものを誘致する
種子の活用	どんぐりからの苗の育成や、表土を保全することで埋土種子集団の活用を図る
有害生物等	農薬・殺虫剤等をなるべく使用しない対処方法を検討する
サイン	看板、由来や歴史のガイド、いきものや生物多様性の解説、樹名板・種名版の設置など通行人もしくは利用者へ提示する説明型表示板に工夫をこらす
池・流れ・水田等の水域	ビオトープ池などの水際にエコトーンをつくる環境・植生等の管理を行う。じゃぶじゃぶ池はいきものへ配慮をする。ケルネル田んぼの水路を保全する 周辺の水田の畦(あぜ)、水路、土手などを多様ないきものが見られる場所とする

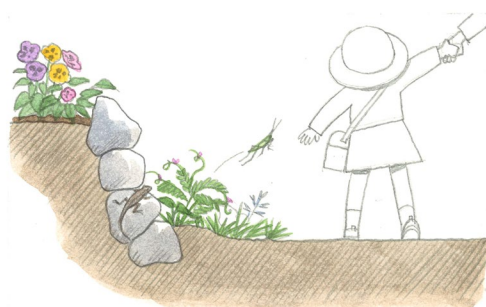


図 12-8 縁石外側の工夫例(碑文谷公園「花の公園」)



図 12-9 いきもの誘致の工夫例(竹を束にしてつるすとドロバチやハキリバチなどが巣づくり)

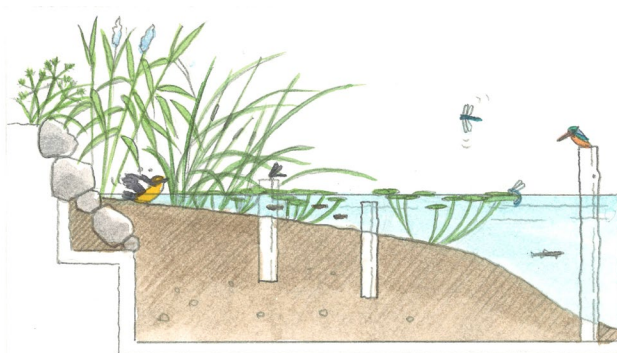


図 12-10 浅瀬をつくり水辺のエコトーンを確保

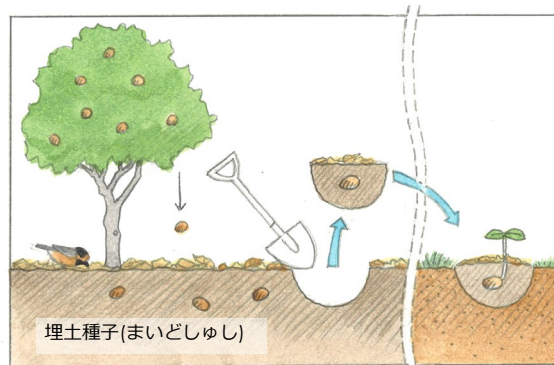


図 12-11 表土の保全と埋土種子の活用



立ち入らないエリアの見切り例



石積に変化をつけ野鳥が水浴びしやすいように工夫



エコスタックの例 剪定枝を積み上げ、トカゲなどの動物のすみかをつくる(駒場野公園)

4 いきものに配慮した緑地育成のためのゾーニング

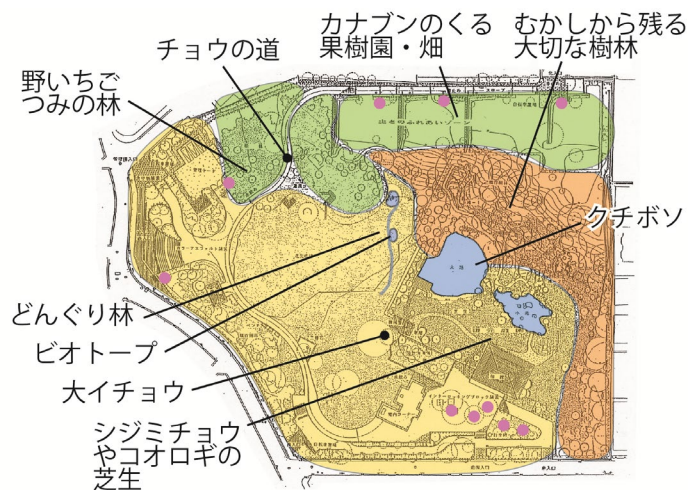
表 12-5 ゾーニングの区分

区分	緑地育成(生物多様性の保全、回復、利用)の方向(〔構成樹例〕は p.177 参照)
いきもののゾーン	<p>[主な機能] 自然林。樹林地の保全、野鳥等の繁殖や小動物の越冬地、動植物の生息・生育地の確保、地下水のかん養</p> <p>[形態] まとまりのある樹林地。樹木や草地と一体となった水辺池。樹林地内は原則人が立ち入らない。個々の樹木より全体の森を育成する管理手法の導入。管理用の園路(踏み込み路の明確な区分け)、落ち葉や枯れ枝の堆積等による林床の保全(樹林内の落ち葉、落下枝、倒木、剪定枝の林内処理)、エコトーンの育成、エコスタック、水場、実のなる木、吸蜜植物の植栽等いきものの生息・生育に配慮した環境づくり、説明型表示板の配備、観察施設</p> <p>[活動] 保全活動、観察会・いきもの発見隊の実施、動植物調査、生物多様性保全林での活動、落ち葉ンク、そだ柵づくり、メディアボード等の作成等</p>
ふれあいのゾーン	<p>[主な機能] 花木・庭園の観賞、運動、レクリエーション、散策等</p> <p>[形態] 庭園、梅園、野草園、花壇、散策コース、遊びの森、説明型表示板の配備等</p> <p>[活動] 散歩、観察、お花見、写生、遠足、みどりのレクリエーション等</p>
めぐみのゾーン	<p>[主な機能] 里山・里地。樹林の更新、果実・きのこ等の収穫、耕作、学習</p> <p>[形態] 雑木林、果樹園、きのこ栽培地、水田、畑、草原、管理ヤード、落ち葉ンク、倉庫、説明型表示板の配備等</p> <p>[活動] 体験活動、観察会、動植物調査、落ち葉ンク、そだ柵づくり等</p>

《いきものに配慮した公園等のゾーニング例》

公園未来マップは、前計画で作成したものであり、本計画でもこの考えを引き継いでいます。

- いきもののゾーン
- ふれあいのゾーン
- めぐみのゾーン
- サクラ
- 水辺

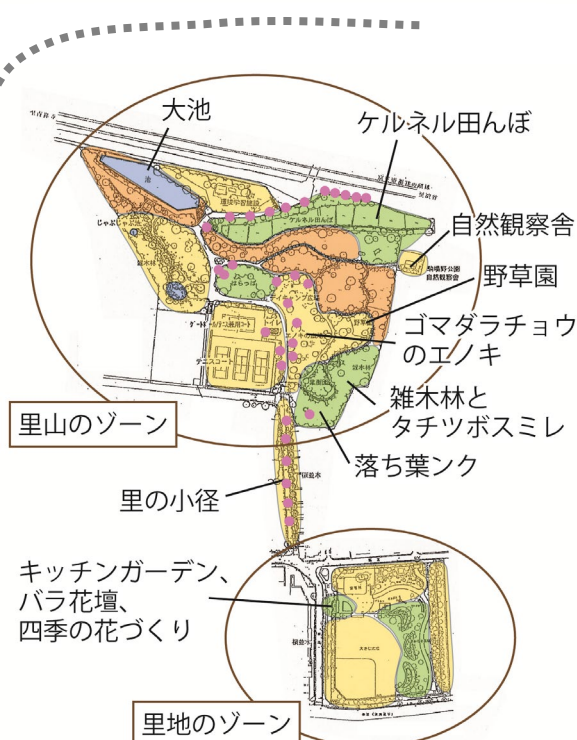


■ 崖線に残る樹林が特徴の公園(菅刈公園)

[公園未来マップ] 面積 2.0 ha
 斜面の林は大切に守られてツタや野いちごに縁どられ、程よく湿った林床には厚く落ち葉が積もり、クワガタやカブトムシなど多くのいきものが見られます。池にはトンボが飛び、メダカやオタマジャクシが泳ぎ、目黒川から水鳥が飛んできます。雑木林や畑では、子どもたちがお年寄りから教わりながらシイタケや野菜を栽培するなど、里山・里地の活動が盛んに行われ、地域コミュニティの核となっています。

■ 里山の環境が残る公園(駒場野公園)

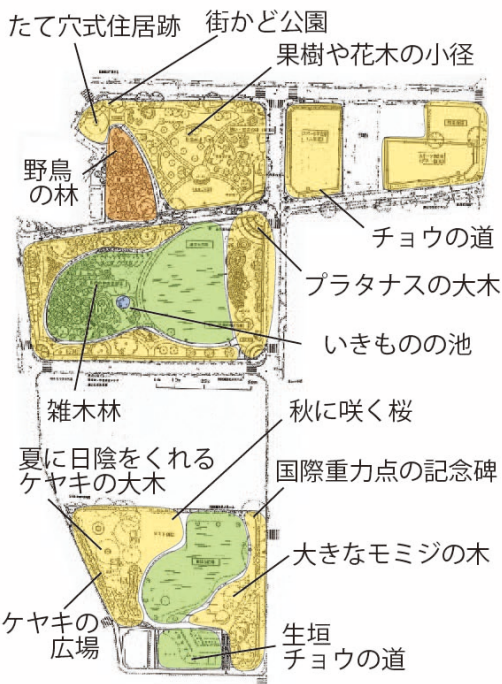
[公園未来マップ] 面積 3.9 ha
 いきものとふれあう原体験の場として、田んぼや萌芽更新による雑木林の景観、野菜畑やきのこの栽培、炭焼きなど、里山・里地の情景が地域ぐるみの活動に支えられ、伝えられています。家庭の生ごみや公園の落ち葉からつくる堆肥づくりや、ホテルの小さな光が届く水辺の環境づくりが行われ、地域の学校や様々な団体が関わり、自然と共生するまちづくりの拠点になっています。自然観察舎では、自然クラブの子どもたちもリーダーとして活躍します。



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
第10章
第11章
資料編

第1章

■台地上に整備された公園(東山公園)



【公園未来マップ】 面積 2.1 ha
 ビオトープにはカワチシャやシロバナタンポポなど
 在来種の野草が芽生え、メダカが泳ぎます。広場
 では縄文遺跡について環境学習が行われ、子ども
 たちはプレーリーダーに見守られながら木登りを
 楽しみ、自然の中での遊びを満喫しています。雑木
 林では落ち葉かきや萌芽更新で、人と自然のふれ
 あい豊かな森が育ちます。

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

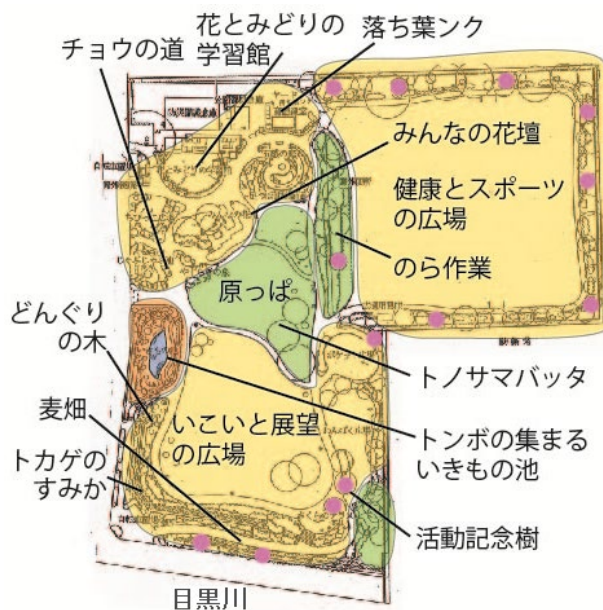
第10章

第11章

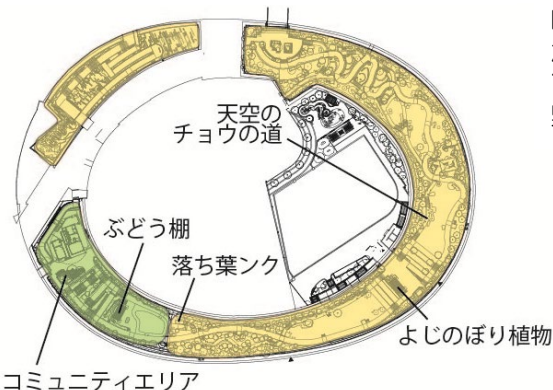
資料編

■花とみどりの学習館がある公園(中目黒公園)

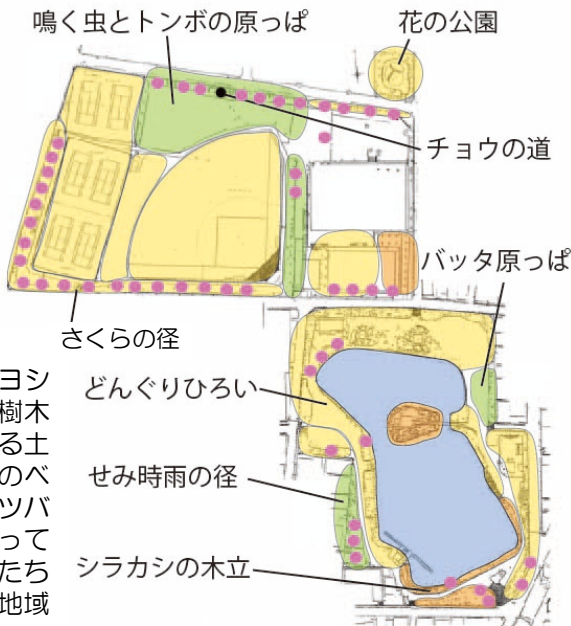
【公園未来マップ】 面積 2.2 ha
 みんなの花壇や菜園などの四季の彩りの中で、成長した
 木々が、心地よい木陰を作っています。公園内の落ち葉や
 剪定枝は土に還元され、子どもたちは野菜の収穫に歓声を
 上げます。いきもの池にはメダカが泳ぎ、雑木林には樹液
 を求めてクワガタが集まり、日なたが保たれている原っぱ
 では親子がトノサマバッタやチョウを追いかけしています。
 広場では子どもたちが思いきり身体を動かしています。花
 とみどりの学習館を拠点に様々なボランティア活動があ
 つながり、地域の人々に自然と共生する豊かな感性が育ま
 れています。



■新しい風景の屋上公園(目黒天空庭園)



【公園未来マップ】 面積 0.7 ha
 四季の花々にチョウが訪れ、屋上とは思えないほど豊
 かなみどりが木陰をつくります。甘い香りを探すと、
 ブドウのつるにはたくさんの実がつき、子どもたちは
 野菜づくりに夢中で、収穫を楽しみにしています。



■大きな池のある桜の名所の公園(碑文谷公園)

【公園未来マップ】 面積 4.4 ha
 碑文谷池は、ガマなど水草の茂る岸边でむかしから見られたヨシ
 ノボリやテナガエビが育ちます。池の周囲には先人の植えた樹木
 や後継樹が繁り、土の面が大切にされ、落ち葉は木々を育てる土
 に戻ります。花の公園では園路沿いにエノコログサなどが緑のベル
 トを作っています。草はらにはトンボやバッタがすみ、ミツバ
 チが飛来しチョウの道がつくれ、いきものがより豊かになって
 います。ポートやボニーに乗って、小動物とふれあう子どもたち
 の歓声が聞こえます。春には見事に咲いた桜を楽しみ、地域
 コミュニティの拠点となります。

5 いきものに配慮した植栽の例

(1) 拠点緑地の構成樹種の例

○ いきもののゾーン 在来種

高木 アオハダ、アカガシ、アカシデ、アカマツ、イタヤカエデ、イヌザクラ、イヌシデ、イロハモミジ、ウワミズザクラ、エゴノキ、エノキ、オオモミジ、オニグルミ、カシワ、カツラ、クサギ、クヌギ、クマシデ、クリ、クロマツ、ケヤキ、コナラ、コハウチワカエデ、コブシ、ゴンズイ、サワラ、シキミ、シラカシ、スダジイ、ダンコウバイ、トチノキ、ネムノキ、ハクウンボク、ハルニレ、ヒサカキ、ホオノキ、マンサク、ミズキ、ムクノキ、ムクロジ、メグスリノキ、モチノキ、ヤブニッケイ、ヤマグワ、ヤマザクラ、ヤマボウシ、ヤマモモ、リョウブなど

低木 アセビ、アキグミ、アブラチャン、イヌツゲ、イヌビワ、イボタノキ、ウツギ、オトコヨウゾメ、ガクアジサイ、ガマズミ、カマツカ、クサイチゴ、クサボケ、クロモジ、サンショウ、シモツケ、タラノキ、ツリバナ、トベラ、ニシキギ、ニワトコ、ノイバラ、ノリウツギ、ハコネウツギ、ハナイカダ、ハマヒサカキ、フジウツギ、マユミ、マンリョウ、ミツバツツジ、ムラサキシキブ、モミジイチゴ、ヤブコウジ、ヤブデマリ、ヤマコウバシ、ヤマツツジ、ヤマハギ、ヤマブキ、ユキヤナギなど

つる アケビ、キツタ、サネカズラ、スイカズラ、ツタ（ナツツタ）、ツルウメモドキ、テイカカズラ、ノブドウ、フジ、ミツバアケビ、ヤマブドウなど

○ ふれいあいのゾーン（庭園・公園樹、街路樹。在来種も利用します）

高木 イイギリ、ウメ、エドヒガン、オオシマザクラ、オオヤマザクラ、オガタマノキ、カナメモチ、カリン、キリ、キンカン、キンモクセイ、クスノキ、クロガネモチ、ゲッケイジュ、コウヤマキ、コヒガンザクラ、ザクロ、サルスベリ、シダレザクラ、シラカバ、ソメイヨシノ、タイサンボク、ハクモクレン、ハナカイドウ、ハナズオウ、ハナノキ、ハナミズキ、ハナモモ、ヒトツバタゴ、ヒメリンゴ、モクレン、モッコク、ユズリハ、ユリノキ、ライラック、ユスラウメなど

低木 アベリア、エニシダ、オウバイ、クチナシ、サツキ、シロヤマブキ、ジンチョウゲ、ドウダンツツジ、バラ、ヒュウガミズキ、ビヨウヤナギ、ボケ、ミヤギノハギ、ムクゲ、レンギョウなど

○ めぐみのゾーン(雑木林、果樹園の樹木)

雑木林の木 アケビ、イヌザクラ、イヌシデ、イボタノキ、ウグイスカグラ、ウツギ、ウワミズザクラ、エゴノキ、カシワ、ガマズミ、カラタチ、キブシ、クサイチゴ、クサギ、クヌギ、クリ、クロモジ、コナラ、コブシ、サンシュユ、タラノキ、ニワトコ、ネムノキ、ノイバラ、ハコネウツギ、ホオノキ、ヤブコウジ、ヤブデマリ、ヤマザクラ、ヤマブキ、ヤマフジ、マンサク、モミジイチゴ、リョウブなど

果樹園の木 イチジク、ウメ、カキノキ、サクランボ、チャノキ、ナシ、ナツミカン、ナツメ、ブドウ、モモなど

(2) 外来生物法で植栽等が規制されている種類

○ 特定外来生物植物リスト 令和6(2024)年7月1日時点

アゾラ・クリスタータ、アレチウリ、ウトウリクラリア・インフラタ、ウトウリクラリア・ブラテンシス、エフクレタヌキモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオフサモ、スパルティナ属全種、ツルヒヨドリ、ナガエモウセンゴケ、ナガエツルノゲイトウ、ナルトサワギク、ピーチグラス、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ルドウィギア・グランディフロラ（オオバナミズキンバイならびにウスゲオオバナミズキンバイ）

(参考1) 絶滅が危惧される種の抜粋

○平成9～令和6(1997～2024)年の区内確認種を基に作成

レッドリストの種名	駒 場 野 の 森	菅 刈 西 郷 山 の 森	東 山 の 森	中 目 黒 の 森	碑 文 谷 の 森	下 目 黒 不 動 の 森	大 岡 山 中 根 の 森	東 が 丘 衾 の 森	レッドリスト※の指定区分 国:環境省(植物・きのこ類第5次レッドリスト(2025年)、その他動物類第4次レッドリスト(2020年)) 都:東京都(東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)2020年見直し版)
●ホンモンジスゲ		○							都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●アブノメ	○								都:区部絶滅危惧ⅠA類
●カワチシャ	○								国:準絶滅危惧 都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●ギンラン	○								都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●キシノウエトタテグモ	○								国:準絶滅危惧 都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●コガネグモ	○								都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●コアシダカグモ	○					○			都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●キイトンボ	○								都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●モノサシトンボ	○				○				都:区部準絶滅危惧
●ホソミオツネントンボ	○								都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●コアトワアオゴミムシ	○								都:準絶滅危惧
●ウバタマムシ	○								都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●タマムシ(ヤマトタマムシ)	○								都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●トラフカミキリ	○			○		○	○		都:区部準絶滅危惧
●オオミスアオ	○						○	○	都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●テナガエビ				○	○				都:区部留意種
●ニホンアマガエル	○		○	○	○		○		都:区部絶滅危惧ⅠB類
●アズマヒキガエル	○	○	○	○	○	○	○	○	都:区部準絶滅危惧
●ニホンヤモリ	○	○	○	○	○	○	○	○	都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●ヒガシニホントカゲ	○	○	○	○					都:区部絶滅危惧Ⅰ類
●ニホンカナヘビ	○	○	○	○			○		都:区部絶滅危惧Ⅰ類
●アオダイショウ	○	○	○	○	○	○		○	都:区部準絶滅危惧
●ヒバカリ	○			○					都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●カイツブリ					○				都:区部準絶滅危惧
●ミソゴイ						○			国:絶滅危惧Ⅱ類
●イソシギ				○					都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●コアシサシ	○								国:絶滅危惧Ⅱ類 都:区部絶滅危惧ⅠB類
●ツミ	○					○		○	都:区部絶滅危惧ⅠB類
●ハイタカ	○					○	○	○	国:準絶滅危惧 都:区部絶滅危惧ⅠB類
●オオタカ	○			○		○	○		国:準絶滅危惧 都:区部絶滅危惧ⅠB類
●アオバズク							○		都:区部絶滅危惧ⅠA類
●カワセミ	○	○		○	○	○	○		都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●チョウゲンボウ				○	○	○	○		都:区部絶滅危惧ⅠB類
●モズ	○	○		○	○	○	○	○	都:区部絶滅危惧ⅠA類
●ヤマガラ	○					○	○		都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●セグロセキレイ	○			○		○			都:区部絶滅危惧Ⅱ類
●アズマモグラ	○	○				○			都:区部留意種

●哺乳類 ●鳥類 ●両生類 ●爬虫類 ●昆虫 ●甲殻類 ●クモ類 ●植物

(参考2) 生物多様性の説明

(1) 生物多様性基本法 前文

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

(2) 三つの多様性

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種(種間)の多様性、遺伝子(種内)の多様性という3つのレベルでの多様性があると述べています。

生態系の多様性とは、干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。種の多様性とは、いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということです。遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして何より、それが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が維持されています。生物多様性の保全にあたっては、それぞれの地域で固有の生態系や生物相の違いを保全していくことが重要です。



写真 遺伝子の多様性:同じ種類でも個体によって模様が変わる(ヒキガエル)の例

(3) 臨界点

生物多様性への圧力が增大すると、一部の生態系が新しい状態へ移行する危険性があり、臨界点を超えると人類の福利(人間の豊かな暮らし)に甚大な影響が生じます。臨界点がどこにあるかを正確に判断することは難しいですが、生態系がいったん

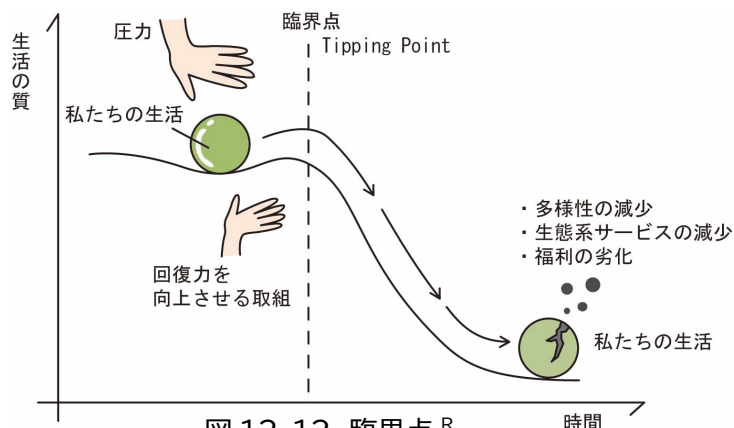


図 12-12 臨界点^R 時間

新しい状態へ移行すると、これを以前の状態に戻すことは、不可能ではないとしても、非常に困難になります(出典：生物多様性条約事務局)。

世界では様々な生物多様性の保全に関する取組が行われていますが、現在も生物多様性の損失が続いており、今後 10~20 年に取られる行動が重要とされています。

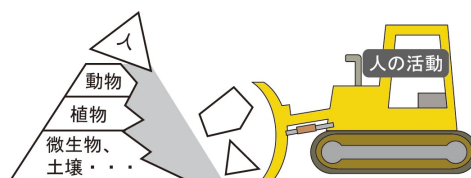
このような考えにより、生物多様性条約第 15 回締約国会議(CBD-COP15)では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、自然の損失を抑え回復の軌道に乗せていく「ネイチャーポジティブ」の考え方を取り入れて 2030 年までに陸域・海域の 30%以上を保護する 30by30 目標を設定するとともに、2050 年までに「自然と共生する世界」を目指すことが合意されました。

(4) 生物多様性の4つの危機

生物多様性は、現在世界的な危機に瀕しています。日本では、生物多様性の危機の原因として、次の 4 つがあげられています(生物多様性国家戦略 2023-2030 より要約)。

開発など人間活動による危機

人間による開発や乱獲などの影響によるものです。大規模な開発・改変による生物多様性への圧力は近年低下していますが、回復は容易ではありません。小規模開発や不適切な再生可能エネルギー設備の導入、乱獲・盗掘なども生物多様性を損ない、環境省レッドリストにおける絶滅危惧種の減少要因となっています。



自然に対する働きかけの縮小による危機

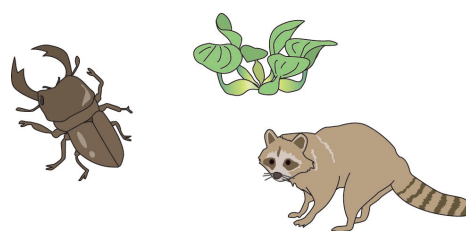
里地里山の薪炭林や農用林、二次草原、水田・ため池は、人の利用によって維持され、その環境に特有の多様ないきもの息・生育環境となっていました。しかし、人口減少などの時代の変化に伴い人間が手を加えなくなったことで環境が変化し、メダカなどのかつては身近にいたいきものが見られなくなったり、シカやイノシシなどによる農林業被害が発生しています。



人間により持ち込まれたものによる危機

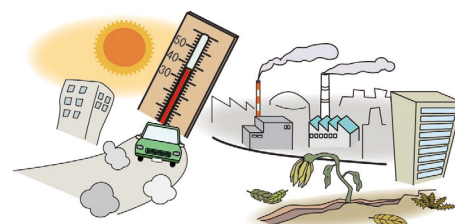
外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間によって持ち込まれたものによる生物多様性への影響です。外来種は地域固有の生態系を大きく変えるほか、近年ではヒアリのように人の生活環境にも影響する事例が増加しています。

化学物質による汚染については、化学肥料や化学農薬、工場排水などのほか、海洋プラスチックごみによる生態系への影響も問題視されています。



地球環境の変化による危機

地球温暖化や降水量の変化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。既に、温暖な気候に生息・生育するいきものの分布の北上や、サンゴの白化等が確認されています。今後は島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など、環境の変化に弱い地域を中心に、我が国の生物多様性に深刻な負の影響が生じることは避けられないと考えられています。



第4項 用語解説

用語		説明	ページ
あ行	雨庭（あめにわ）	地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく一時的に貯留し、ゆっくりと地中に浸透させる構造を持った庭などの空間のこと。	p.79,135,149
	いきもの	p.15 参照	
	いきもの池	自然を回復し、いきものと親しむ空間として身近にいきものと接する環境学習の場となっており、ボランティア団体により管理されている。	p.132,144,176
	いきもの气象台・いきもの气象台観察ノート	区の事業。いきもの情報の募集・発信を行う。自然環境の変化を区民参加調査や専門調査、文献等で調べ、集計結果を『いきもの住民台帳』『いきもの气象台観察ノート』など『めぐろグリーンデータブック』としてまとめ、区立図書館や区公式ウェブサイトなどで公開している。いきもの調査の参加者は、「自然通信員」として登録している。	p.136
	いきもの住民会議	p.50 参照	p.2,4,50,57,85,87,103,109,123
	いきもの住民台帳	p.40 参照	p.40,51,95,117
	いきもの発見隊	p.51 参照	p.51,117,175
	インクルーシブ遊具	年齢、障害の有無、体格や能力差、文化・言語の違いなどに関わらず、できるだけ多くの子どもと一緒に安全に楽しめるよう設計された公園遊具・遊び空間のこと。多様性を前提に「誰もが参加できる遊び」を実現するユニバーサルデザインの考え方に基づいている。	p.82,121
	インタープリター	自然環境に関する幅広い知識や技術を習得し、自然観察や体験活動を通じて自然の魅力などわかりやすく伝える専門家・解説者のこと。	p.123
	ウグイスの初音	春になって初めてウグイスがさえずること。	p.19
	エコ園芸	自然環境を考えた循環型園芸のことで、無農薬、有機栽培で種から苗を育てることから始めるもの。中目黒公園の活動登録団体さーくる・ガーデン・クラブ（C・G・C）が実践している。	p.121
	エコスクール	環境を考慮した学校施設。	p.121
	エコスタック	p.55 参照	p.55,114,121,

第1章			143,149,174,175
第2章	エコラベル	環境ラベルとも言われる。環境ラベルは製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、 1)「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、 2)事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3) ライフサイクルアセスメントを基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある（環境白書）。	p.117
第3章			
第4章	エコロジカルネットワーク	p.95 参照	p.2,5,69,79,94,95,101,114,138,139,140,155,157,159,161,163
第5章	エコロジカルネットワークの構成要素	「めぐろの森」「まちの樹林」「いきものの道」「いきものの庭」の4つを設定。	p.2,138
第6章	江戸のみどり登録緑地	在来種を積極的に植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度。	p.46,127
第7章	エリアプラットフォーム	行政、まちづくり会社、企業、住民、地域団体などが集まり、地域の将来像を議論し、具体的なまちづくりの取組を推進するための場のこと。	p.46,128
第8章	エリアプッシュ通知	ユーザーが特定のエリア（地理的範囲）に入った・滞在した・離れたなどのトリガーに応じて、スマートフォンアプリへ自動配信される通知のこと。	p.126
第9章	オープンスペース	都市内における広場、公園、河川等、建築物のない空間を指す。	p.86,119,128
第10章	屋上緑化率	屋上緑化可能な面積に対し、屋上緑化されている面積の割合。	p.62
第11章	落ち葉ンク	区の事業。造語。公園や小学校、保存樹林等に設置している落ち葉だめ。落ち葉を預けて土（腐葉土）を引き出すの意。「落ち葉をごみにしない」という考え方で、平成 11（1999）年の「20世紀の生きものたち記録委員会（区自然環境基礎調査で設置）で示された。学習活動として落ち葉等を腐葉土にするための繰り返し作業を行う中で、ミミズやダンゴムシ、カブトムシの幼虫といった、土をつくる生きものたちとの出会いがある。できた腐葉土は、花壇や畑などで利用。	p.53,114,118,173,175

か行	カーボンニュートラル	ある活動や組織、製品のライフサイクル全体で排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を、吸収や削減、オフセットにより実質ゼロにする考え方。排出をゼロにするのではなく、排出量と吸収量が均衡して差し引きゼロになる状態を指す。	p.10,17,100
	階層構造	森林は様々な高さの植物が集まって成立しており、その垂直的な配列をいう。高木層、亜高木層、低木層、草本層、コケ層が代表的な階層。	p.54,104,105,106,130,173
	甘藷（かんしょ）祭	江戸で甘藷普及に尽力した青木昆陽を顕彰し、秋の収穫に感謝する年中行事。	p.19
	崖線	河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのこと。	p.31,32,44,52,139,143,144,175
	外来生物・外来種	人間によって、本来見られる地域外に持ち込まれたいきもの。荷物への付着や、靴底について種が運ばれるなど意図的でないものもある。海外起源の外来種（国外外来種）ばかりでなく、日本の他の地域から持ち込まれたものを国内外来種という。外来種の中でも、在来種の絶滅につながるおそれがあるなど、生態系や人間の生活に大きな影響を及ぼすようなものを、侵略的外来種という。海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で指定されているものを「特定外来生物」という。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。区内で記録されている特定外来生物は、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオフサモ、アレチウリ（植物）、アライグマ（ほ乳類）、ソウシチョウ、ガビチョウ（鳥類）、カミツキガメ、ハナガメ（は虫類）、ウシガエル（両生類）、カダヤシ、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギル（魚類）の計 13 種。条件付特定外来生物はアカミミガメ（は虫類）、アメリカザリガニ（甲殻類）の計 2 種。（令和 7（2025）年 3 月までの記録）。	p.4,40,41,58,91,110,112,115,116,126,172,173,177,179,180
	外来生物の取り扱い	外来生物被害予防三原則として、私たち一人ひとりのとるべき姿勢を表した環境省が作成した	p.4,58,91

第1章		スローガン。魚類や哺乳類などの動物ばかりではなく、昆虫や植物なども対象である。 1) 入れない～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない 2) 捨てない～飼っている外来生物を野外に捨てない 3) 拡げない～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない	
第2章			
第3章			
第4章	基幹公園	都市公園法に基づく都市公園の種別のひとつで、日常的な利用に供される「住区基幹公園」(街区・近隣・地区公園)と、都市全体の拠点となる「都市基幹公園」(総合公園・運動公園)の総称で、都市生活に不可欠な基礎的公園群を指す。	p.35
第5章	旧前田家本邸	旧加賀百万石前田家の第16代当主前田利為(としなり)の本邸として昭和4(1929)年に欧州建築の粋を集めて建築された建物など。駒場公園。平成25(2013)年度に、国の重要文化財に指定された。	p.18,124,155
第6章	吸蜜植物	チョウや野鳥などが蜜を吸うために訪れる植物。	p.104,106,134,172,175
第7章	区民による身近な生物調査	区の事業。区民参加による身近な自然調査。自己調査型には、ウグイス初音調査、シジュウカラ巣箱モニター、身近ないきもの(指標種)調査等があり、イベント型には、駒場野自然クラブ、いきもの発見隊、小学校ビオトープ調査等がある。	p.40,56,104
第8章			
第9章	グリーンインフラ	自然が本来もつ機能をインフラとして活用し、治水・減災、環境保全、景観形成、地域活性化など複数の便益を同時に実現する考え方及び施策群の総称。コンクリート主体のグレーインフラだけに頼らず、植生、土壌、水辺、生態系サービスを組み合わせるのが特徴である。日本では国土交通省や環境省が推進し、気候変動適応やレジリエンス強化の有力手段として位置づけられている。	p.7,10,17,77,79,90,94,119,125,136,150
第10章	グリーンクラブ	p.43 参照	p.4,43,57,74,85,86,87,88,103,110,117,123,126
第11章	グリーンデータブック	区民が見つけたいきものたちを、これまでに区が行った「みどりの実態調査」や「自然環境基礎調査」の結果と一緒に取りまとめたもの。	p.51,116

	ケルネル田んぼ	駒場農学校時代の試験田で、駒場野公園に残されている田んぼ。明治 14 (1881) 年ドイツ人ケルネルが、駒場農学校の教師としてドイツより着任以来、後身の東京農林学校、東京帝国大学農科大学を通じて帰国するまで、近代日本における農学の基礎づくりに大きな影響を与え、とくに水田土壌の研究とイネ作肥料の研究に多くの業績を残した。農学校での近代農業の普及には、群馬県前橋市富士見町出身の篤農家船津伝次平も大きく貢献している。	p.125,132,142,174
	原体験	記憶の底にいつまでも残る幼い頃の体験で、大人になってからも影響を与え続けると言われている体験。	p.102,132,175
	公園活動登録団体	公園の清掃・花壇管理等の維持管理活動や、地域住民を対象としたイベント企画運営活動を行うボランティア活動団体。「住民参加による公園活性化のための要綱」(平成 13 (2001) 年 2 月要綱制定)により区が登録し、区は一定の支援を行う。	p.4,43,44,74,85,87,110,123,132,133,143
	駒場野自然クラブ	p.132 参照	p.132
	昆明・モンテリオール生物多様性枠組	2022 年 12 月の COP15 (生物多様性条約締約国会議) で合意された、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復に向かうための世界共通の行動枠組のこと。	p.7,8,9,180
さ行	30by30 (サーティ・バイ・サーティ)	p.8 参照	p.8,9,180
	さえずり	鳥類で、主にオスが繁殖期に出す美しい声のことで、種によって異なる。さえずりの意味として、ひとつにはメスへの求愛、また、自分の存在を他のオスに知らせる「なわばり宣言」が挙げられる(日本野鳥の会 HP)。	p.36
	坂道ウォーキング	区の事業。坂の多い地形を利用し、文化や観光だけでなく、健康づくりを提案したもの。33 か所の坂を網羅したウォーキングマップが販売されている。	p.122
	サクラ基金	区の事業。区が管理する桜を守るため区民や事業者から寄付を募り、桜の保護・植替え・植栽等を行うための基金。平成 26 (2014) 年創設。	p.76,124

第1章	里山・里地	人里近くにおいて人々の生活と結びついた山・森林（雑木林等）・里。「里山イニシアチブ」は、COP10 を機に持続可能な自然の利用方法として、日本が世界に提唱しているもの。かつての里山は、薪炭林などとして長期利用をするため、人の手が適度に入ることによって、生態系が豊かに保たれていたとして、人と自然の関係のモデルにしている。	p.8,9,31,35,44,48,52,103,106,109,128,132,142,144,175,179,180
第2章	在来種	ある地域に生息・生育している自然分布の動植物の種。亜種等も含む。区では、昭和 57～60（1982～1985）年に行った植生調査（目黒区産動植物目録：昭和 59（1984）年：目黒区）で、自生とされたものを設定。	p.114,145,149,172,173,176,177
第3章	残存林	市街地の拡大や開発が進む中で、緑地を確保するために残された樹林地。防音・防煙などの環境保全や公害対策、都市に残された貴重な自然空間として重要な役割を果たす。	p.38,145
第4章	支谷	本谷から枝分かれしている小さい谷のこと。	p.24
第5章	自然観察舎	駒場野公園にある全区施設。自然体験や環境学習の啓発、雑木林等の保全等のボランティア活動の拠点。	p.31,102,110,121,128,132,142,175
第6章	自然共生サイト	p.9 参照	p.8,9,46,127
第7章	自然通信員	区の事業。身近な自然の観察記録を区に報告をするボランティア。記録は生物季節や経年変化の把握などに活かされている（いきもの气象台）。	p.4,28,40,45,49,50,75,90,103,110,116,117,136
第8章	借地公園	民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行う制度。平成 16（2004）年の都市公園法改正によって、貸借契約の期間満了により公園管理者の権限が消滅した場合にも都市公園の区域の廃止を行うことができることが明確にされ（法第 16 条）、例えば企業の保有する遊休地等土地所有者が都市公園用地を提供しやすい環境が整備された。	p.151
第9章	社寺林	神社や寺にあるまとまりのある大きな樹林。神社の樹林は鎮守の森とも呼ばれることがある。	p.8,34,68,86,110,124,144,146,148,157,158,159,160,161,162,163,164
第10章	森林環境譲与税	国内の森林整備や林業の担い手確保、木材利用促進などに充てるために、国が市町村・都道府県	p.118
第11章			

		へ毎年度配分（譲与）する目的税。令和元（2019）年度に創設され、恒久措置として運用されている。財源は国税（森林環境税：個人住民税に年 1,000 円上乗せ、令和6（2024）年度から賦課）で、これを各自治体に按分している。	
自由が丘森林化計画	自由が丘商店街振興組合が中心となって、自由が丘の街にみどりを増やす計画でプランターの設置や花の種の配布等の活動を行う。	p.46	
住区、住区住民会議	区の生活圏域として、主に小学生の生活領域に相当し、近隣社会としてまとまりを持つことができる地域として区全体を 22 の区域にわけ設定したもの。住区単位に住区住民会議が組織されコミュニティ活動が行われている。	p.64,109,143	
樹木等の保全協議制度	区みどりの条例により一定要件の樹木等を伐採しようとするときに区と保全に関する協議を行う制度。	p.87,113,136,148,149,150	
樹木被覆地	上空から見て樹木で覆われている土地。	p.60,69,84	
循環型社会	限りある資源を効率的に利用し、廃棄物を減らしながら、資源を繰り返し使うことで、環境への負荷を最小限に抑える社会のこと。	p.91,92,98,100,112,118	
食育	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること（健康めぐろ 21）。食育基本法第 3 条では、食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の意や理解が深まるよう配慮されなければならない、としている。	p.125	
植生	ある範囲内に生育する樹木や草本など全植物の集団。	p.106,132,143,174	
巣箱モニター	区の事業。区が配布するシジュウカラ（区の鳥）の巣箱を庭等に設置し、巣作りや巣立ちヒナ数を観察し、調査票により区に報告する。昭和 59（1984）年から実施。	p.4,49,116	
生態系サービス	人間の暮らし・産業・文化に対して自然（生態系）が提供している有益な機能や恵みの総称。食料や水といった「供給サービス」、気候の安定や水質浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な癒しといった「文化的サービス」、そしてそれらを支える土壌形成や栄養循環など	p.16	

第1章		の「基盤サービス」が含まれる。	
第2章	生産緑地	都市計画の地区のひとつ。防災性の高いオープンスペースとして、また貴重な緑地として、良好な都市環境の形成に寄与する農地等のうち、適正に管理されたものを指定し、その保全に努めている。令和7(2025)年3月現在指定地区数は、12地区で、指定面積は約1.89haとなっている。	p.12,32,87,119,136,146,163
第3章	生物多様性	p.16 参照	
第4章	生物多様性基本法	生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律(環境白書)。	p.11,21,179
第5章			
第6章	生物多様性国家戦略	生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画(環境省)。	p.9,90,180
第7章	生物多様性条約・生物多様性条約締約国会議	生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約(環境白書)。会議(COP)が2年に1度開かれており、平成22(2010)年には、愛知県名古屋市で第10回締約国会議(COP10)が開催された。同時に開催された生物多様性国際自治体会議では、都市部は世界の人口の半数以上の人々が集中し(国連資料)生物多様性の恩恵を受けていることから、市民が自然に親しめ、生物多様性に配慮した都市環境を管理することや、生物多様性に関する意識啓発などが重要という愛知・名古屋宣言を行った。	p.7,9,21,179,180
第8章			
第9章			
第10章			
第11章	生物多様性保全林	持続性がある一定規模以上の緑地についてエリアを指定し、みどりの保全やいきものの生息拠点としての機能向上を図り、いきものの生息拠点となっている区内の公園や公共施設等の場所。	p.4,52,85,86,87,114,136,142,143,145,148,155,159,163,175
	絶滅のおそれのある野生生物(レッドリスト)	絶滅のおそれのある野生生物のリスト。国や地域単位で作成している。レッド(赤い色)は、『危ない』という意味で用いている。絶滅のおそれの	p.40,144,178

	<p>ある野生動植物の種の保存に関する法律による希少野生動植物種の指定の際などに利用。</p> <p>区独自の調査によるレッドリスト作成はないが、区で見られた野生動植物に対して、国のレッドリスト又は東京都のレッドリスト(区部)に該当する種に対する区分を当てはめている。国は第4次レッドリスト(環境省計画)(令和2(2020)年)、東京都は、東京都レッドリスト(本土部)2020年版見直し版による。指定の区分は次のとおり。</p> <p>[環境省レッドリストの区分]</p> <p>絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している種)、絶滅危惧ⅠA類(ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高いもの)、絶滅危惧ⅠB類(ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高いもの)、絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)、準絶滅危惧(現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)、情報不足(評価するだけの情報が不足している種)</p> <p>[東京都レッドリストの区分(抜粋)]</p> <p>絶滅(当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育栽培下を含めすでに絶滅したと考えられるもの)、野生絶滅(当該地域において、過去に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの)、絶滅危惧Ⅰ類(減少要因が引き続き作用する場合に野生での存続が困難な種)、絶滅危惧ⅠA類(ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの)、絶滅危惧ⅠB類(近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)、絶滅危惧Ⅱ類(減少要因が引き続き作用する場合、近い将来CR+ENに移行することが確実な種)、準絶滅危惧(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)、情報不足(環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに</p>	
--	---	--

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

資料編

第1章		足る情報が得られていないもの)、留意種(現時点では絶滅のおそれはないと判断されるため、上記カテゴリーには該当しないものの、①～⑧の選定理由(原典参照)のいずれかに該当し、留意が必要と考えられるもの)	
第2章			
第3章	ゼロカーボンシティ	2050年までに温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を実質ゼロにすることを旨とする首長自ら、または地方自治体として公表した地方自治体のこと。目黒区は令和4(2022)年2月にゼロカーボンシティを旨とすることを表明している。	p.14,91,92,112,118
第4章			
第5章	そだ柵	粗朶(そだ)は、切り取った木の枝のこと。そだを組んでつくる柵がそだ柵で、里山等で見られる。	p.44,47,48,52,53,118,142,149,174,175
第6章	雑木林	里山に形成される人の手で維持、育成される樹林。関東地方では、クヌギやコナラなどの広葉樹の樹林が多い。十数年に一度萌芽更新を図り、伐採した材を炭作りや、シイタケ栽培などに用いた。	p.18,32,37,43,44,105,106,132,142,143,144,146,173,175,176,177
第7章	た行		
	鷹狩り	飼い馴らしたハヤブサ、オオタカ、ハイタカなどのタカを放って野禽(やきん)、小獣を捕えさせる狩猟。	p.27
第8章	段丘斜面	河川・海・湖などの旧水面で形成された平坦な地表面(段丘面)と、その縁に位置する急斜面(段丘崖)が階段状に配列した地形。過去の水位変動や地殻変動によって旧地形面が高所に取り残されることで形成される。	p.36,38
第9章			
第10章	地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。生産者と消費者の距離が縮まり、健康や環境に良いものの提供を行うもの。地域の生産者と消費者の連携が密になることで、コミュニティ形成に役立ち、独自の文化などの発展にも寄与するといわれている。	p.79,105,119,125
第11章	チョウの道	チョウの通る道。	p.48,138,176
	鎮守の森	神社の境内やその周辺に広がる森のことを指し、地域の守護神(鎮守)をお祀りする場を取り巻く植生帯のこと。日本各地の集落形成と深く結びつき、宗教・文化・生態の各側面で重要な役割を果たしている。	p.31,104,106
	天然林	台風や森林火災などの自然攪乱によって自然に	p.37

		更新し、極相までのあらゆる遷移段階（発達段階）を含む森林。厳密には人の手の加わらない森林を指すが、伐採の影響を受けた天然生林も含めて天然林と呼ぶことがある。	
	デジタルアーカイブ	歴史的・文化的価値のある資料や文書などをデジタルデータ化し、長期的に保存・活用するための仕組みのこと。劣化や紛失を防ぎ、いつでもどこからでもアクセスが可能のため、研究、教育、地域振興などで活用が進んでいる。	p.54,126,136
	東京グリーンビズ	「自然と調和した持続可能な都市」を目指し、都民や企業など様々な団体とともに、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100年先を見据えた緑のプロジェクトのこと。	p.11,12,90
	都市鳥	都市で食物資源を利用し、繁殖や越冬の場所を確保するなどして都市環境に適応した野生鳥類を都市鳥という。	p.38
	都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。平成 17（2005）年の景観法の制定にあわせて改正された（旧名称は都市緑地保全法）。都市公園法及びその他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律とあわせて、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。	p.21,90
	どんぐり林（りん）活動	区の事業。クヌギやコナラのどんぐりをポット等で育て、公園や学校に雑木林を育成する活動。地域や児童等の参加を図る。区民キャンパス公園開園時の活動で始められた。	p.52,117
な行	二十四節気	太陽の運行をもとに、1年を約15日ごとに24節に分け、その区切りとなる最初の日に、その時季の自然の現象をあてはめて作られた24の暦。むかしは月の運行にもとづく太陰暦（旧暦）を使っていたので、暦の月日と季節変化がそろわない場合があり、農作業など季節に応じた作業をするのに不便だったためつくられた。節気は立春から始まる。	p.19
	ネイチャーポジティブ	生物多様性や生態系サービスの「損失を止め、回復に転じる」ことを社会全体の目標に据える考え方。単に環境負荷を減らすだけでなく、劣化した自然資本を再生し、2030年までに自然の劣	p.5,7,9,10,11,16,17,90,91,92,94,98,100,112,113,180

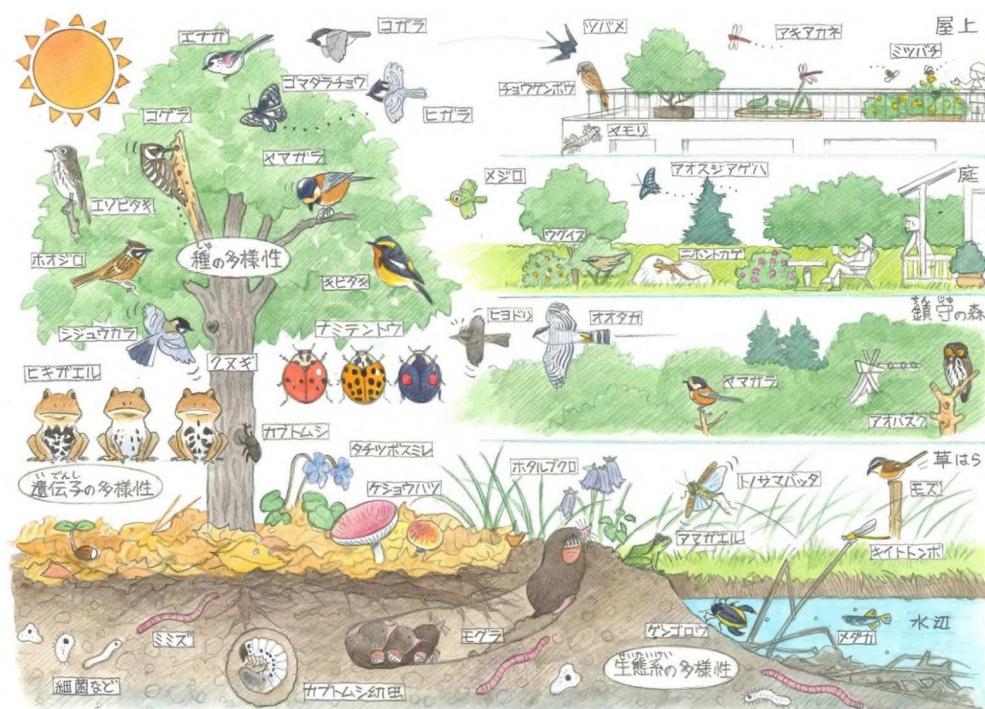
第1章		化を反転、2050年に自然と社会の調和的な共生を実現することを指す。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で目標として掲げられ、国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において2030年までにネイチャーポジティブを達成する目標が掲げられている。	
第2章			
第3章			
第4章	ネーミングライツ	公共施設や民間施設、イベント、道路・橋梁などに対して、一定期間、企業や団体が命名権を購入し、名称に自社名やブランド名を付す権利のこと。	p.128
第5章	は行 花とみどりの学習館	中目黒公園にある全区施設。園芸や土、身近な自然に接する経験を通して、自然環境への理解を深めるなどの学習やみどりのボランティア活動の拠点。	p.31,110,121,127,132,133,144,176
第6章	花みどり人（はなみどりすと）講座	講座で身につけた知識と技術を活用して、地域や公園等でのボランティア活動につなげていくことを目的とした1年間の連続講座。	p.127,128,132,136
第7章	バリアフリー	年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安全かつ円滑に利用できるように「物理的・情動的・制度的な障壁（バリア）」を取り除く考え方と、そのための設計・施工・運用の総称。	p.85,87,121,126,174
第8章	パークコーディネーター	地域や市民との連携で公園づくりを行う専門スタッフのこと。	p.123
第9章	パッチ状	複数のものが入り混じっている状態。	p.105,106,173
第10章	ヒートアイランド現象	都心域の気温が郊外に比べ高くなる現象で、等温線を書くと島状に見えるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。人工排熱（冷暖房・自動車）の増加や、自然地（土・水面・緑地等）の減少が原因で引き起こされる（環境基本計画）。	p.17,66,68,98,113,142
第11章	ビオトープ	いきものの生息する場所のことをいう。都市内などでは、多様ないきものたちが形づくり小規模な生態系をビオトープとして捉え、小学校では環境を考えた総合学習などに幅広く利用されている。	p.16,18,31,35,42,43,47,106,113,114,115,120,121,133,143,146,148,174,176
	標準和名	種名の標準的な日本語の呼び名。単に和名ともいう。学名（ラテン語）のようにひとつの種に対してひとつが定められているものではない。	目次
	節成きゅうり（ふ	きゅうりの品種。かつての目黒の産物のひとつ。	p.19

	しなりきゅうり)		
	萌芽更新	樹木は、伐採後に切り株や根から新しい芽（これを「萌芽」と呼ぶ）が伸びる。このような樹木の性質を利用して伐採後に森林を造成する手法を萌芽更新という。	p.105,144,146,173,175,176,180
	保存樹木等（保存樹木、保存樹林、保存生け垣）	目黒区みどりの条例、同施行規則に基づいて、保存樹木、保存樹林、保存生け垣として指定し、維持管理費の一部を所有者・管理者に対して助成する制度。また、区が定める基準に該当する国や都の所有・管理している樹林を、同意を得て環境保全林として指定する制度もある。所有者は、これら保存樹木等や環境保全林を第三者に譲渡しようとする場合に買取の請求を区に行うことができる。	p.34,85,87,94,113,136,148,149,150,159,161,163
ま行	マルシェ	フランス語で「市場」を意味し、農産物や手工芸品など、生産者が消費者に直接販売するイベントのこと。	p.79,128
	マント・ソデ群落	植生のタイプ。森林の外側に発達するツル植物や小低木が繁茂する場所。マント群落は、森林内への風の吹き込みを防ぎ、カーテン群落ともいわれる。	p.173
	蜜源植物	ミツバチが蜜や花粉を採取する、ミツバチの食料となる植物のこと。	p.46,106
	みどり	p.15 参照	
	緑施策の新展開	生物多様性基本法に基づく東京都の生物多様性地域戦略。	p.11
	みどりの散歩道	区の事業。区内に設定された遊歩道。身近な公園や、神社、お寺などを結んだ9コースがあり、コースガイドが販売されている。目黒区版のエコツーリズム（地域の自然や文化等について知識を有する者から案内または助言を受け、自然や文化の保護に配慮しながらそれらと触れ合い、知識及び理解を深めるための活動）の推進事業のひとつ。	p.18,102,122,123,141,147
	みどりの実態調査	目黒区みどりの条例に基づき、定期的を実施する区内のみどりの実態に関する調査。昭和47（1972）年度、52（1977）年度、60（1985）年度、平成4（1992）年度、16（2004）年度、26（2014）年度、令和5（2023）年度に実施している。	p.25,51,60,61,62,65,68,69,70,71,72,73,74,75,84,151,154,166,168

第1章	目黒川船入場（めぐろがわふないりば）	中目黒 1 丁目の田楽橋上流付近の目黒川に残されている、船を引き入れて荷揚げをするために川幅を広げた部分。場所により深さに変化があるようにつくられていて、水辺のいきものがすみやすい場所を提供している。平成 13(2001)年には自然石を積んだ島を設置し、多摩川の河口近くからシオクグやアイアシが移植され、生育している。	p.28,31,36,157,158
第2章	目黒区環境基本計画	p.14 参照	p.14,90
第3章	目黒区基本構想	p.13 参照	p.13,14,77,90,92,
第4章	目黒区景観計画	p.73 参照	p.73,124
第5章	目黒区都市計画マスタープラン	p.14 参照	p.14,90,124,154
第6章	目黒式竹林管理	かつての目黒で行われていたモウソウチク林の管理方法。	p.173
第7章	目黒天空庭園	区立の立体都市公園。首都高速道路大橋ジャンクションの上部を利用。	p.18,31,35,41,42,44,66,143,156,176
第8章	目黒のさんま祭り	目黒区民まつりの中で行われるイベント。落語「目黒のさんま」に因んだまつりで、毎年 9 月に開催される。気仙沼市民から「新鮮なさんま」が贈られる。	p.18,124
第9章	めぐろの森	p.34 参照	p.2,34,35,36,37,38,58,69,90,95,114,138,140,141,142,143,144,145,146,147,148,155,156,157,158,160,162,163,164
第10章	百舌の贄（もずのにえ）	モズが秋に虫などを捕まえて木の枝に貫いておくもの。速贄（はやにえ）ともいう。	p.28
第11章	モニタリング	定期的に物事や事象の変化を調べること。生物多様性の確保のために、動植物の分布等をモニタリングしていくことが重要とされている。	p.142,148,166,173
資料編	森のみどり人（もりのみどりすと）	区の事業。自然観察や萌芽更新作業など、里山の環境を保全する活動を行っている公園活動登録団体。	p.44,132
や行	谷戸（やと）	谷あいになった地形。区には川の名に谷戸前川があり、緑道名（谷戸前川緑道）として伝えられ	p.39

		ている。	
	有機農法	化学肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法のこと（農林水産省 HP）。	p.174
	ユニバーサルデザイン	年齢・障がい・身体状況・言語・文化などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が「同じものを、同じ方法で、安心して使える」ように最初から計画・設計する考え方。バリアフリーが主に「障がい者や高齢者の障壁を取り除く改修」を指すのに対し、ユニバーサルデザインは新築や改修の段階から普遍的な使いやすさを織り込む点が特徴。	p.122
ら行	落語「目黒のさんま」	落語の話のひとつで、区が舞台になっている。	p.18
	緑視率	人の視野に占める樹木などの「みどりの面積」の割合。	p.95,101
	緑化計画制度	条例等に基づく緑地等の附置義務制度。区では、駐車場の設置や、敷地面積 200 平方メートル以上の建築行為等行うときに、あらかじめ緑化についての計画書の提出及びその内容の履行を義務付けている。	p.87,90,120, 148,149
	緑化重点地区	p.148 参照	p.148
	緑被率	上空から見て、樹冠や草地などみどりで覆われた面積が占める割合。	p.3,4,10,60,71,84, 88,90,91,101, 150,155,157,159, 161,163
	林床	森林の樹下の環境。林を構成する高木の種別により、草や低木、動物、菌類などが独特の生態系を構成する。	p.36,104,106, 114,173,175
	わ行	ワンド	河川や湖の入江のこと。湾土（わんど）ともいう。
N	NbS (Nature-based Solutions)	p.7 参照	p.7,90,92,99,110
O	OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)	p.8 参照	p.8,9,90,101
P	Park-PFI (Park Private Finance)	都市公園における民間活力導入のための制度で、正式には公募設置管理制度と呼ばれている。	p.128

第1章	e Initiative)	民間事業者が飲食・物販・宿泊などの収益施設を設置・運営し、その収益を活用して園路・広場・トイレ・遊具などの公園施設の整備や維持管理を一体で担うスキームのこと。	
第2章	S	SDGs (Sustainable Development Goals)	p.6 参照
第3章	T	TSUNAG	p.5,6,8,17,90,92
第4章			
第5章			
第6章			
第7章	W	Well-being	p.127
第8章			
第9章			
第10章			
第11章			
資料編			
		「Well-being」とは、心身ともに、そして社会的に満たされた状態を指す。令和6（2024）年5月21日に閣議決定された第六次環境基本計画では、環境保全を通じて、現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質や幸福度（ウェルビーイング／高い生活の質）を向上させることを最上位の目的に掲げている。	p.5,8,10,90,91,99,100,112,121,135,151,



土に支えられる生物多様性

第5項 出典一覧等

p.6	図 1-2	<ul style="list-style-type: none"> • Credit: Azote for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University CC BY-ND 3.0. (一部翻訳を追加・加工) • 国際連合広報センターHP
p.7	図 1-3	• 東京都生物多様性地域戦略 (東京都)
	図 1-4	• IUCN Global Standard for Nature-based Solutions (IUCN) を加工
	コラム	• 東京都環境局 HP
p.8	図 1-5	• 30by30 基本コンセプト (環境省)
p.9	図 1-6	• 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要 (環境省) を加工
p.10	図 1-7	• グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～ (国土交通省)
	図 1-8	• 雨水活用施設 先進事例集 (埼玉県)
p.11	図 1-9	• 2050 東京戦略 (東京都)
	表 1-4	• 東京都生物多様性地域戦略 (東京都)
p.12	図 1-10	• 2050 東京戦略 (東京都)
	図 1-11	• 緑確保の総合的な方針 (東京都)
p.14	図 1-12	• 目黒区都市計画マスタープラン (目黒区)
p.16	図 1-14	• ネイチャーポジティブ ポータル (環境省) HP
p.17	図 1-15	• 東京都の緑の取組 Ver.3 (東京都)
p.24	図 2-1、2-2	• 区勢要覧 (目黒区)
	図 2-3	• 目黒区豪雨対策計画 (目黒区)
p.25	図 2-4	• みどりの実態調査 (令和5年度) (目黒区)
	図 2-5	• 目黒区人口・世帯数の予測基本推計 (目黒区)
p.26	図 2-6、2-7	• 目黒区の土地利用2023 (目黒区)
p.27	図 2-8	• 区勢要覧 (目黒区)
	写真 2-1、2-2	• あの日 この顔 (目黒区)
p.29	図 2-9、2-10	• 国立国会図書館デジタルコレクション
	図 2-11	• 地図で見る東京の変遷 (平成改訂版 財) 日本地図センター発行) を基に加工
	図 2-12	• 国土地理院 1 万分の 1 地形図碑文谷 (明治 42 年測図昭和 4 年第 3 回修正測図) を基に加工
p.30	写真 2-3	• あの日 この顔 (目黒区)
p.60 ~ 62、65、 68~75	図 4-1~4-5、 4-8~4-14、 4-16、4-17、 表 4-1	• みどりの実態調査 (令和5年度) (目黒区)

第1章

p.76	表 4-5	・第47回目黒区世論調査（令和5年度実施）（目黒区）
p.77	表 4-7、 図 4-18	・区政に対する意識調査（めぐろの未来アンケート）（目黒区）
p.84	図 4-24	・みどりの実態調査（令和5年度）（目黒区）
p.138	図 10-2	・野鳥生息調査報告書（目黒区）
p.139	図 10-3	・基盤地図情報（数値標高モデル）を加工して作成
	図番なし	・徳江義宏・大澤啓志・今村史子(2011) 都市域のエコロジカルネットワーク計画における動物の移動分散の距離に関する考察, 日緑工誌, J. Jpn. Soc. Reveget. Tech., 37(1), 203-206
p.151	図 10-12	・みどりの実態調査（令和5年度）（目黒区）
p.154	図 10-16	・目黒区都市計画マスタープラン（目黒区）
p.179	図 12-12	・地球規模生物多様性概況第3版「転換点の概要図」を加工

第2章

第3章

第4章

第5章

写真	区民、自然通信員、自由が丘商店街振興組合、駒場野里山ホテルの会、NPO 法人菅刈ネット21、環境三四郎、目黒区	
イラスト	水谷 高英、目黒区在住の高校生、株式会社ポリテック・エイディディ	

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

目黒区いきものみどりみらい計画 ～ささえあう^{いのち}生命^わの輪 野鳥のすめるまちづくり～

令和8（2026）年3月発行

発行 目黒区

編集 目黒区都市整備部みどり土木政策課
東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

電話 03（5722）9745（みどり土木政策課）

FAX 03（3792）2112

印刷・製本 株式会社ポリテック・エイディディ

資料編



地球のいのち、つないでいこう



ささえあういのちの輪 目黒区生物多様性